

令和7年度大阪府小児・A Y A世代のがん患者支援事業補助金について（概要）

1 事業目的

がん治療のために入院中または退院後自宅療養等で、復園・復学していない児童等のがん患者支援の充実

2 補助対象事業者

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院、大阪府がん診療拠点病院、大阪府がん診療推進病院、大阪府がん診療拠点病院（肺がん）及び大阪府小児がん拠点病院

3 補助の対象となる事業と費用

①遠隔コミュニケーション環境整備支援事業

府内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（府立高等学校を除く）、中等教育学校及び特別支援学校に在籍し、がん治療のため入院中又は退院後自宅療養中の児童等と、学校に通う他の児童等とのコミュニケーションを図ることを目的とする機器整備等を行うために必要な経費

- ・ 消耗需用費、通信運搬費（※）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る経費
（※）通信運搬費については、初年度実施するものに限る。

【補助限度額】

限度額：1団体あたり30万円（補助率10/10）

②復園・復学支援事業

がん治療のため入院又は退院後自宅療養中の小児・A Y A世代の患者を復園・復学させるため、病院独自の支援マニュアルや対象者向けのパンフレット等の作成を行うために必要な経費

- ・ 報償費、旅費、消耗需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料に係る経費

【補助限度額】

限度額：1団体あたり10万円（補助率10/10）

③学習活動支援事業

がん治療のため入院中又は通院する小児・A Y A世代の患者に対し、病院独自でのボランティア活用等により実施する学習活動に用いる教材や書籍等の購入を行うために必要な経費

- ・ 消耗需用費、備品購入費に係る経費

【補助限度額】

限度額：1団体あたり10万円（補助率10/10）

④その他療養環境整備支援事業

がん治療のため入院中又は通院する小児・AYA世代の患者の苦痛緩和、不安軽減を目的とする非薬物療法等、療養環境の整備を行うために、院内のデイルーム等を充実するための消耗品や備品等の購入、イベントの開催等を行うために必要な経費

・報償費、旅費、消耗需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る経費

【補助限度額】

限度額：1団体あたり10万円（補助率10/10）

※ 補助の対象となる経費の10分の10、かつ上限額の範囲内で補助します。

また、補助金は1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。

※ 補助の対象となる経費は、補助対象事業期間中に経費支出が完了するもので、領収書等により支出の証明（支払日の確認含む）ができるものです。

4 令和7年度のスケジュール

- | | |
|---------------|--|
| ① 募集要領配布 | 令和7年6月13日（金） |
| ② 事業計画書等受付期間 | <u>令和7年6月13日（金）～7月15日（火）</u> |
| ③ 採択事業者の決定・内示 | 令和7年7月下旬（予定） |
| ④ 補助金交付申請書提出 | 令和7年8月上旬（予定） |
| ⑤ 補助金交付決定 | 令和7年8月中旬（予定） |
| ⑥ 補助対象事業期間 | <u>内示日～令和8年3月31日まで</u> |
| ⑦ 実績報告提出期限 | 事業完了日から30日以内又は令和8年4月10日までの、
いずれか早い日 |

5 申請手続き

補助金の申請を受けようとする団体は、次の書類を受付期間内に提出してください。

(1) 郵送及び電子メールにてご提出ください。

提出先：〒540 - 8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁本館6階
大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
電話 06-6941-0351 (内線2528)
メールアドレス kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

※「令和7年度大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金計画書在中」と記載ください。

※メールタイトルは「〇〇病院_令和7年度大阪府小児・AYA世代のがん患者支援補助金実施計画について」としてください。

※添付書類の容量が5MBを超える場合は、メールを複数に分割してご提出をお願いします。

受付期間：令和7年6月13日（金）～7月15日（火）（当日消印有効）

(2) 提出書類

- ・大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金に係る事業計画書等の提出について（任意様式）
- ・大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業経費所要額調書及び経費算出内訳書（別紙1と別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4、別紙1-5のうち対象事業分のみを提出）
- ・大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業計画書（別紙2、別紙2-2）
- ・見積書
- ・その他参考資料

※ 1事業者につき、補助の対象となる4事業のうちのいずれか1事業のみ申請可能です。
複数事業への申請は出来ませんのでご注意ください。

6 補助金交付申請等の手続きについて

(1) 補助金交付申請書等の提出：令和7年8月上旬（予定）

選定の結果、採択決定の通知を受けた団体は、次の書類を電子メールで提出してください。

- (1) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類
- (5) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業経費所要額調書及び経費算出内訳書（別紙1と別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4、別紙1-5のうち対象事業分のみを提出）
- (6) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業計画書（別紙2、別紙2-2）
- (7) 歳入歳出予算書（抄本）（別紙3）
- (8) 口座振替依頼書（別紙4）

(2) 交付の決定通知：令和7年8月中旬（予定）

補助対象団体の事業について、補助金交付申請書を審査し補助金交付決定の通知をします。

(3) 実績報告

交付決定の通知を受けた団体は、事業の終了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに、次の書類を郵送及び電子メールで提出してください。

- (1) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業経費所要額精算書及び実績額内訳書（別紙5と別紙5-2、別紙5-3、別紙5-4、別紙5-5のうち対象事業分のみを提出）
- (3) 大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業実施報告書（別紙6、別紙6-2）
- (4) 歳入歳出決算書（抄本）（別紙7）
- (5) 契約の締結や購入が確認できる資料の写し（契約書、請求書等）
- (6) 経費の支払額と支払日が確認できる資料の写し（領収書等）
- (7) 納品が確認できる資料の写し（納品書等）
- (8) その他参考資料

(※) 実績報告時には、内容、支払い金額、支払日等経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。必ず領収書を保管してください。領収書の無い経費は、補助の対象となりません。また、事業期間内に事業完了（検収・支払い等）することが必要です。

(4) 補助金額の確定の通知

実績報告書等の書類を検査して、交付する補助金の額を確定し通知します。書類検査の結果、補助対象事業の実績が交付決定の内容と異なる等により、補助金を支払わない、または交付決定額を減額することがあります。

(5) 補助金の支払い

補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書を審査して額を確定した後に、口座振替により交付します。

7 注意事項

- (1) 補助金の申請総額が府予算額を上回った場合は、予算額を上限として各事業の補助額調整を行いますのでご了承下さい。
- (2) 実績報告時には、内容、支払い金額、支払日等経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。必ず領収書を保管してください。領収書の無い経費は、補助の対象となりません。
また、物品購入等の契約手続は内示後に行ってください。内示前に着手された場合、内示を取り消すことがありますのでご注意ください。また、事業期間内に事業完了（検収・支払い等）することが必要です。
- (3) 補助事業についての会計証拠書類は補助事業完了の翌年度から10年間保存してください。
- (4) ハートフル条例（大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）により、補助金の交付決定を受ける常用雇用労働者40.0人以上100人以下の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要になります。

詳しくはハートフル条例のリーフレット又は大阪府障がい者雇用促進センターホームページをご参照ください。

大阪府障がい者雇用促進センターホームページ

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/>

8 事業内容等を変更・事業を中止する場合の手続き

事業内容等の変更	(1) 補助金事業の内容変更(大阪府小児・AYA世代のがん患者支援事業補助金交付要綱第12条に定める軽微な変更を除く。)には、承認が必要です。変更が生じる場合には、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。ただし、申請事業区分や事業目的の変更、事業内容が大幅に変更する場合は認められません。 (2) 団体の所在地や代表者・役員等の変更の場合も変更届の提出が必要です。また、提出書類の「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」に変更があった場合は、別途書類の提出が必要となりますので、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。
事業の中止	補助金事業が対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、速やかに大阪府健康づくり課まで連絡してください。その際、補助金の交付は認められません。

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課

生活習慣病・がん対策グループ

TEL : 06-6941-0351 (内線 2528)